



草津市こども・若者計画

令和7年度～11年度

概要版



令和7年3月
草津市



1 基本理念(P. 90)

こども・若者をまんやかに
みんなでつくる 幸せあふれるまち草津

2 目指すこどもの姿「草津っ子」(P. 91)

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津のこども

いのちを
大切にし、育む
こども
(健康・体力)

自分や周りの人、生
物のいのちの大切さ
を理解し、守り育む
ことのできるこども
を育てます。

よく考え、
主体的に行動する
こども
(学び)

いろいろな事柄に興
味をもち、自分で考
え、目標に向かって
積極的に行動できる
こどもを育てます。

人と
豊かに関わる
こども
(豊かな人間性)

様々な経験を通して
学び、深い関わりと、
ひとつひとつの人と
のつながりを大切に
できるこどもを育て
ます。

生まれ育った
地域に愛着をもつ
こども
(地域)

自然や歴史、文化な
ど自分の育った地域
に関心をもち、大人
になってからも郷土
への思いを大切にす
るこどもを育てます。

こども基本法について

こども基本法は、「日本国憲法」および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策の基本理念

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が
守られ、平等に教育を受けること

5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること

3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること

6

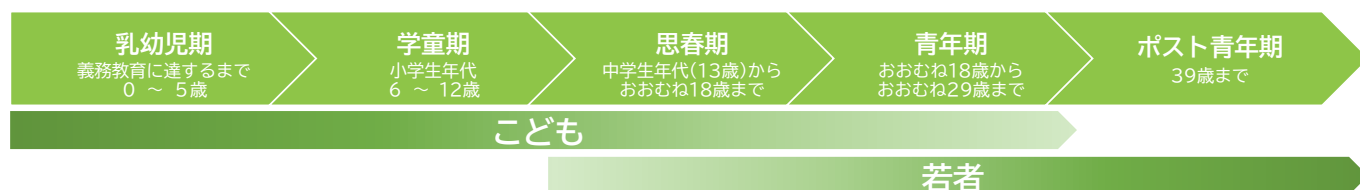
家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること

3 計画の位置づけ (P.6)

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく市町村こども計画で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

4 計画の対象 (P.9)

本計画の対象は、生まれる前からポスト青年期までを含む39歳までの者およびその家族とします。また、子育て支援を市や、市と連携・協力して取り組む地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。



5 計画の期間 (P.9)

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

「こどもまんなか」とは？

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

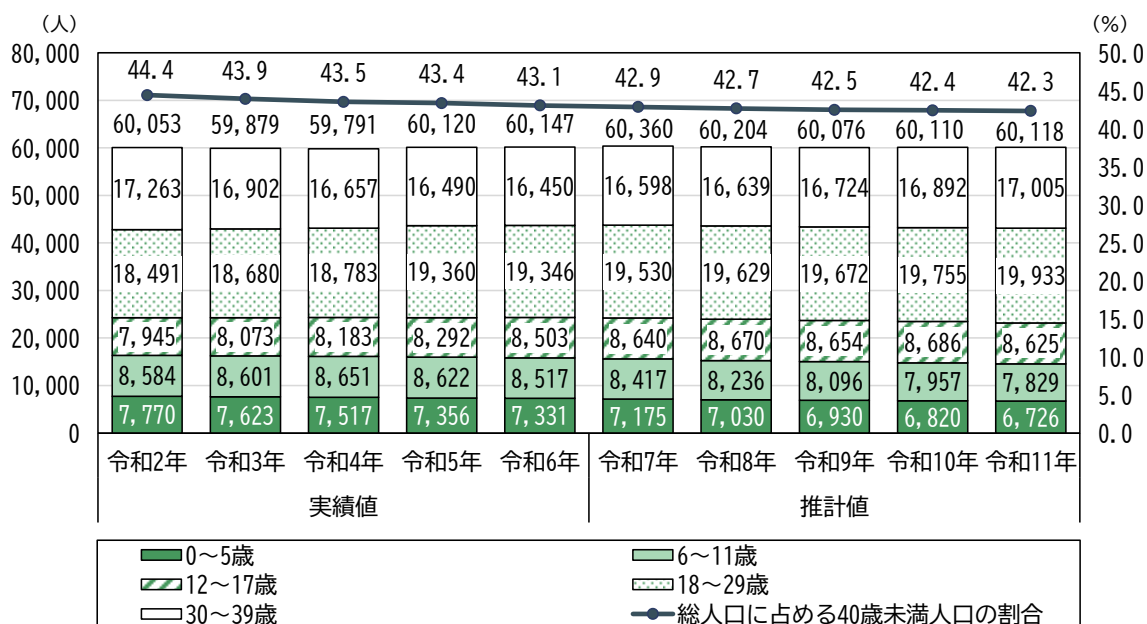
出典：こども大綱

6 こども・若者人口の推移(P.13～)

本市の40歳未満人口は減少していましたが、令和5年から増加に転じ、令和6年では60,147人となっています。年齢階層別にみると、「12～17歳」、「18～29歳」では増加していますが、「0～5歳」、「6～11歳」、「30～39歳」では減少しています。

一方で、総人口に占める40歳未満人口の割合は減少しており、令和6年では43.1%となっています。

■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移

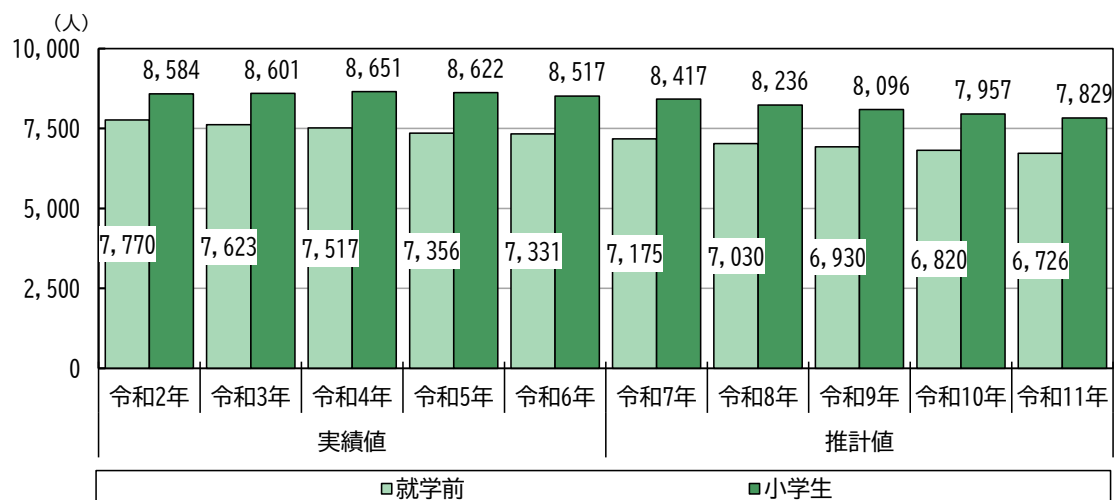


資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

0歳～5歳までの就学前の児童数は、年々減少傾向となっています。

小学生の児童数は、令和4年3月末現在の8,651人をピークに減少傾向となっており、令和11年3月末現在では7,829人と予測されます。

■児童数（就学前と小学生）の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

7 計画推進にあたっての視点(P. 92)

こども・若者の
幸せ・成長を
育む視点

親の子育て力を
高める視点

社会全体で
こども・子育てを
支える視点

草津市の特性を
生かしながら
取り組む視点

こども・若者の
社会参加と自己実現
に向けた視点

8 施策の体系(P. 96)

目 標	施 策	
目標 1 親と子が心身ともに 健やかに暮らせる 支援の充実	1) 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援 2) こどもと家族の健康な生活の支援 3) 健康な心身を育てる食育の推進 4) 親育ちを支援するサービスの充実	「子ども・子育て支援法」 法定必須記載事項
目標 2 安心して子育て できる環境づくり	1) 就学前の教育・保育環境の整備 2) 就学前の教育・保育内容の充実 3) 子育ての経済的負担の軽減 4) 子育ての仲間づくりの場の提供 5) 子育て支援ネットワークの推進と情報提供 6) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	重点的な取組 「草津っ子」育み 事業
目標 3 社会全体でこども・ 若者の権利と安全を 守り応援する環境 づくり	1) こども・若者の人権を守る環境づくり 2) こども・若者の健全育成と安全、安心な 生活環境の支援 3) こども・若者の居場所の充実、地域の 子育て力の向上	社会生活に困難を 有するこども・ 若者やその家族に 寄り添う きめ細かな支援
目標 4 こども・若者の 成長のための 社会環境づくり	1) こども・若者の意見表明の機会や自立と 主体的な社会参画の促進 2) 確かな学力向上等に向けた取組 3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	こども・若者の 社会参画・意見 表明
目標 5 社会生活に困難を 有するこども・ 若者やその家族へ の支援の充実	1) こども・若者に関する相談体制の充実 2) こども・若者が抱える課題を解決する 仕組みの充実 3) 障害のあるこども・若者等の支援 4) こども・若者の貧困対策 5) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの 支援の更なる強化 6) ひとり親家庭の自立支援	こども・若者の 居場所づくり

目標1 親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実

子育て家族とこどもが健康的に生活できるよう、経済的な支援を行うとともに、訪問相談などを通じ、妊娠・出産期から、切れ目のない相談支援を行います。また、健康づくりの支援や、食育の推進を行うとともに、様々な学習機会や情報の提供に努め、親と子が心身ともに健やかに暮らせるよう支援します。

施策	○主な事業（●新規事業（令和2年以降開始））
(1)結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	●産前産後保険税軽減の実施 ○結婚新生活支援事業 ○すこやか訪問の推進 ○産後ケア事業の実施 ●出産・子育て応援給付金事業の実施
(2)こどもと家族の健康な生活の支援	○草津っ子サポート事業 ○乳幼児健診の実施 ○家庭訪問における相談の実施
(3)健康な心身を育てる食育の推進	○食育の普及啓発 ○栄養相談の実施 ●食農教育推進事業（はたけのこ体験事業）
(4)親育ちを支援するサービスの充実	○妊婦教室 ○ブックスタート事業 ○乳幼児と保護者対象のおはなし会の開催

目標2 安心して子育てできる環境づくり

質の高い教育・保育の充実に向け、教育・保育人材の確保や育成、受け皿の確保に取り組みながら、就学前の教育・保育の一体的な提供を推進するとともに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て家庭の孤立解消や親子の交流を促進するなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

施策	○主な事業（●新規事業（令和2年以降開始）、うち令和7年以降開始は★）
(1)就学前の教育・保育環境の整備	○保育士等の確保 ●紙おむつ無償化事業 ●保育士等奨学金返還支援事業 ●保育士等就職定着応援支援事業 ○教育・保育ニーズを満たす施設の整備
(2)就学前の教育・保育内容の充実	○保育実践交流研修の実施 ○保育体験・異年齢交流の推進 ●保育施設職員等向けの絵本研修および講座の開催 ●就学前施設貸出用絵本セット「あおばなブック」の整備
(3)子育ての経済的負担の軽減	●小中学生および高校生等の医療費助成 ●すくすく応援事業 ●子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業の実施 ●第3子以降保育料無償化事業（市単独） ●中学校給食の無償化
(4)子育ての仲間づくりの場の提供	○つどいの広場運営事業 ●「不登校のこどもたちの保護者の集い」の実施
(5)子育て支援ネットワークの推進と情報提供	○子育て支援ネットワークの推進 ○子育て支援サービスに関する情報提供の充実 ○公立認定こども園、保育所における子育て支援 ○利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施
(6)多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	○病児・病後児保育事業の推進 ○ファミリー・サポート・センター事業の推進 ★乳児等通園支援事業 ○一時預かり事業の充実 ○延長保育事業の充実



目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり

こども・若者の権利に関する理解促進や人権保育・教育を推進するとともに、地域で安全・安心に生活できるよう見守り体制や生活環境の整備を推進します。また、こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるのと同時に、様々な地域資源や地域の子育て力を生かした環境づくりを進めます。

施策	○主な事業（●新規事業（令和2年以降開始））
(1)こども・若者の人権を守る環境づくり	○次世代育成男女共同参画事業 ○なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知 ○人権保育・教育の推進
(2)こども・若者の健全育成と安全、安心な生活環境の支援	○SNS等インターネットの安全利用の啓発 ○こどもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備 ○通学路の安全対策の実施 ●児童生徒の心と体の健康観察推進
(3)こども・若者の居場所の充実、地域の子育て力の向上	○児童育成クラブの充実 ○放課後こども教室 ●草津市こどもはぐくみ事業（こども食堂支援事業） ●草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり

こども・若者が社会に参画する上で、重要な意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。また、主体的に生きる力を育むため、こども・若者の成長のための社会環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立をサポートし、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発と、企業への働きかけを推進します。

施策	○主な事業（●新規事業（令和2年以降開始）、うち令和7年以降開始は★）
(1)こども・若者の意見表明の機会や自立と主体的な社会参画の促進	★市ホームページやSNS等を活用した市政情報の発信と意見聴取 ★こども施策に関する情報発信の充実 ★こども・若者との直接対話の機会の充実 ★審議会へのこども・若者の参画の推進 ●スクールESDくさつプロジェクト
(2)確かな学力向上等に向けた取組	○こどもの読書活動推進事業 ●学習スペース「学-being」の運営 ★午前5時間制草津プランの導入 ○教室アシスタント配置事業 ○ICT(情報通信技術)を活用した教育の推進
(3)ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	○男女共同参画による子育てを可能とする男性の家事・子育てへの参画の促進と職場づくりのための啓発 ○育児休業やこどもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発

目標5 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族への支援の充実

国や県、地域等の連携や、相談体制の構築等により、切れ目のない支援を行い、社会生活に困難を有するこども・若者について、社会全体の理解を深め、温かく受け入れる環境づくりを進めます。また、障害のあるこども・若者や外国につながるこども・若者※1等への援助や支援を充実し、成長を支えます。貧困家庭については、健やかなこどもの育ちへの支援と、自立に向けた保護者への支援を推進します。また、児童虐待防止の取組を推進し、包括的な支援体制の強化を行います。ヤングケアラー※2については、関係機関が連携して、早期発見・把握し、支援につなげていきます。ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応するため、支援等が適切に行われるよう取り組みます。

※1 国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景をもつこどもや若者のこと

※2 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者

施策	○主な事業（●新規事業（令和2年以降開始））
(1)こども・若者に関する相談体制の充実	○福祉の総合相談窓口 ●重層的支援体制整備事業 ●SNS 相談窓口に関する情報発信 ●こども・若者総合相談窓口での相談支援 ●こども家庭センターによる相談支援体制
(2)こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	○就労相談窓口 ○ひきこもり相談・支援 ●こども・若者の居場所運営事業 ○不登校児童生徒支援の充実 ○やまびこ教育相談室の実施
(3)障害のあるこども・若者等の支援	○障害者相談支援 ○障害児福祉手当 ●未熟児養育医療給付事業 ●小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ○湖の子園の充実 ○放課後等デイサービス事業
(4)こども・若者の貧困対策	○草津フードバンクセンター事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○こどもの居場所づくり事業（こどもの生活・学習支援事業） ○子育て世帯への公営住宅の供給 ○就学援助費給付
(5)児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援の更なる強化	●ヤングケアラーへの支援 ○要保護児童対策地域協議会 ○児童虐待防止に関する啓発の実施 ○養育支援ヘルパー派遣事業 ○子育て短期支援事業 ○養育支援訪問事業
(6)ひとり親家庭の自立支援	○ひとり親家庭の医療費助成 ○児童扶養手当の支給 ●養育費確保推進事業 ○日常生活支援事業の推進 ○母子生活支援施設入所措置

子ども・子育て支援法 法定必須記載事項 計画 P.137～

就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位：人)

				令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
教育標準 時間認定	1号認定	3～5歳	量の見込み	1,195	1,136	1,096	1,029	963
			確保方策	1,997	1,927	1,857	1,857	1,857
保育認定	2号認定	3～5歳	量の見込み	2,641	2,628	2,661	2,620	2,588
			確保方策	2,736	2,736	2,738	2,738	2,738
	3号認定	0歳	量の見込み	443	457	463	478	492
			確保方策	442	454	472	484	492
		1歳	量の見込み	788	757	775	786	810
			確保方策	715	747	776	788	810
		2歳	量の見込み	862	876	834	852	862
			確保方策	858	890	920	934	934

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業内容	単位	量の見込み（上段）/確保方策（下段網かけ）				
			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（１）地域子ども・子育て支援事業							
①地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場・地域子育て支援センター・子育て支援センター・子育て支援拠点施設）	子育て親子が気軽に集い、相談や交流するための場を提供する。また、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築等を行う。	人日	116,333	112,522	109,052	108,651	108,391
			152,612	152,612	152,612	152,612	152,612

事業名		事業内容	単位	量の見込み（上段）/確保方策（下段網かけ）				
				令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
②利用者支援事業	基本型	こどもおよびその保護者や妊娠している方等が、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	箇所	3	3	3	3	3
				3	3	3	3	3
	特定型		箇所	1	1	1	1	1
				1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	全ての妊産婦およびこどもとその家庭等を対象として相談支援等を実施するとともに、より専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う。	箇所	1	1	1	1	
				1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。	件	2,316	2,313	2,312	2,328	2,337	
			2,316	2,313	2,312	2,328	2,337	
③放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）・放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供する。	人	2,339	2,386	2,412	2,457	2,476
				2,344	2,384	2,424	2,504	2,544
	放課後子ども教室	放課後等にこどもたちが安心して学びや体験活動等を行う「放課後こども教室」を実施する。	箇所	-	-	-	-	-
				2	2	2	2	2
④時間外保育事業（延長保育事業）		勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所（園）の開所時間（11時間）を超えて保育を行う。	人	2,509	2,501	2,508	2,510	2,519
				2,509	2,501	2,508	2,510	2,519
⑤一時預かり事業	幼稚園在園者	保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを、認定こども園、幼稚園および私立認可保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う。	人日	58,555	60,049	62,165	62,337	62,056
				58,555	60,049	62,165	62,337	62,056
	認可保育所（園）等			5,023	4,921	4,851	4,774	4,708
				5,023	4,921	4,851	4,774	4,708
⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児・病後児対応型	急な病気で集団保育が難しく保護者が仕事で忙しいとき等に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行う。また、保育中に体調不良となった場合でも、看護師を確保することで、児童に対して保健的な対応を行う。	人日	1,343	1,383	1,430	1,467	1,508
				1,371	1,936	1,936	1,936	1,936
	体調不良児対応型			4,305	4,305	4,305	4,305	4,305
				5,324	5,302	5,346	5,324	5,390
⑦子育て短期支援事業		こどもを家庭で養育できないとき、一時的にこどもを預かり養育・保護する。	人日	784	813	843	874	906
				784	813	843	874	906
⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした、子育て援助を行う提供会員と依頼会員のコーディネートを行う。	人日	2,742	2,738	2,736	2,728	2,722
				2,742	2,738	2,736	2,728	2,722
⑨養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童や要支援児童等の早期発見や適切な保護を図るため、当協議会を設置運営する。	回	2	2	2	2	2
				2	2	2	2	2
	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	多胎児を養育している家庭に対し、家事・育児のヘルパーを派遣する。	時間	1,059	1,038	1,017	1,007	987
				1,059	1,038	1,017	1,007	987
	養育支援ヘルパー派遣事業	保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適当な家庭等に対し、家事・育児のヘルパーを派遣する。	時間	453	467	481	495	510
				453	467	481	495	510
⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）		安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図る。	人	1,109	1,116	1,106	1,115	1,122
				1,109	1,116	1,106	1,115	1,122

事業名		事業内容	単位	量の見込み（上段）/確保方策（下段網かけ）				
				令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
⑪乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	すこやか訪問事業	乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、発育・発達状況の確認や育児相談、子育て支援に関する情報提供を行う。育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげる。	人	1,050	1,040	1,049	1,056	1,058
				1,050	1,040	1,049	1,056	1,058
	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または支援が必要と認められる妊婦に対し、訪問し、相談、指導、助言を行う。	人	459	452	445	439	432
				459	452	445	439	432
⑫多様な主体の参入促進事業		小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するとともに、適切な運営や保育体制となるよう市の支援・指導を行う。	人	2	2	2	2	2
				2	2	2	2	2
⑬実費徴収に係る補足給付事業（教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業）		特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助する。	件	29	26	23	23	23
				29	26	23	23	23
（２）その他の事業								
①乳児等通園支援事業		乳幼児に人と関わる機会等を提供するとともに、育児負担軽減等を支援するため、就労要件を問わず利用できる通園支援に取り組む。	令和８年度からの本格実施に向けて、令和７年度中に国において算出等の考え方が示される予定であるため、当該算出方法に基づき、あらためて設定を行う。					
②産後ケア事業	宿泊サービス	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。	人日	105	103	105	106	107
				105	103	105	106	107
	訪問サービス			3	3	3	3	3
				3	3	3	3	3

重点的な取組

計画 P.166～

1 「草津っ子」育み事業

施策の目的

目指すこどもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津のこども

こどもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市等社会全体でこどもの育ち（「草津っ子」の育み）を引き続き応援していきます。

目標値

●子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

「草津市は子育てしやすいところですか。」の問いに「そう思う／どちらかというと思う」と答えた人の割合

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
満足度	%	87.5	87.8	88.1	88.4	88.7	89.0

社会生活に困難を有するこども・若者やその家族に寄り添う きめ細かな支援

施策の目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを進め、切れ目のない支援の充実等について重点的に取組を進めます。

- ①貧困対策と支援 ②児童虐待防止対策 ③障害のあるこどもへの支援
④社会生活に困難を有するこども・若者への支援

目標値

●ひとり親家庭の暮らし向きの向上

「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問いに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
割合	%	63.2	62.6	62.0	61.4	60.8	60.2

●子育て短期支援事業の実施（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

保護者の病気等により家庭での養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等でこどもを預かる事業の延べ利用日数

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
延べ利用日数	人日	756	784	813	843	874	906

●発達に支援が必要な方への相談件数

発達面に関する本人・家族への支援や関係機関との連携による切れ目のない相談支援の件数

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
相談件数(延べ)	件	3,914	3,992	4,032	4,073	4,113	4,154

3 こども・若者の社会参画・意見表明

施策の目的

「こどもまんなか社会」の構築に向けて、こども・若者の当事者としての意見を尊重し、これまで大人が中心に担ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、施策に反映させる取組を推進していきます。

目標値

●こども・若者との直接対話の機会やこども・若者の意見反映による取組の実施数

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
実施数	回	5	5	5	5	6	6

※令和6年度の取組：大学における講義、ワークショップ、中学生との対話、中学生との対話からの取組、大学生との対話からの取組。

4 こども・若者の居場所づくり

施策の目的

様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会に接することができる居場所を提供します。また、孤独・孤立状態にあるこどもに対して、喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所を提供します。

目標値

● 特色ある体験活動を行った児童育成クラブの割合

外部講師の招へい、地域行事や民間企業の取組等との連携により、特色ある体験活動を行った児童育成クラブの割合

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	目標値				
取り組んだクラブの割合	%	73	80	85	90	95	100

計画の推進に向けて

計画 P.188

それぞれの役割と責務

本計画は、こども・若者の育成支援に関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等広範囲にわたるものであり、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。

